

長 第 8 0 3 号
令和4年12月5日

高齢者関係施設等の長 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長

新型コロナウイルス感染症にかかる感染対策の徹底について

日ごろから、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

さて、県内における新型コロナウイルス感染症の感染者は再び増加傾向にあり、高齢者施設においても連日感染が確認されております。

また、これからは年末年始の人の往来が活発になる時期を迎え、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されています。

各施設におかれては、改めて別添の「感染拡大防止のポイント」の内容にご留意いただき、施設内の感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

【担当】

福井県長寿福祉課

介護サービスグループ

TEL 0776-20-0332

Mail hokaisei@pref.fukui.lg.jp

感染拡大防止のためのポイント

令和3年12月23日

令和4年8月23日改定

令和4年12月5日改定

1 職員・利用者の健康管理の徹底

- ・全ての職員・利用者について、検温とあわせて、発熱、頭痛、倦怠感、咽頭痛等の自身の健康状態の確認を必ず行い、これらの記録を一覧表(参考:「様式1 健康観察票」)に取りまとめる等、定期的に管理者と感染対策リーダー等が共有すること。利用者が発熱等の体調不良が見られる場合には、速やかに嘱託医・主治医や協力医療機関に相談すること。

(「様式1 健康観察票」掲載県ホームページ)

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/koureisya-check.html>

- ・県が配布した検査キットの活用等により定期的に職員の勤務前に抗原検査を行うなど、特に施設外からの感染対策に留意すること(県では11月下旬から12月下旬にかけて、各施設に抗原検査キットを配布(全職員が3か月間にわたり週3回の検査可能相当の数量))

2 適切な防護具の使用

- ・手袋、ガウン、フェイスシールド等の個人防護具の使用は、職員・利用者の双方を感染症から守るための重要なポイントであり、感染対策リーダーを中心として、定期的に施設内で着脱方法の確認を行うこと。(「5 その他」参照)
- ・管理者等は、現場の職員と各個人防護具の消費量等の情報共有を行い、備蓄がなくならないよう早期発注を行うこと。
(施設内で感染が発生した場合、平時よりも個人防護具の使用量が増加するため、普段から常に数日分は備蓄しておくことが重要)
- ・食事介助や口腔ケア等、飛沫を浴びる可能性があるケアを行うときや発熱等有症状者にケアを行うときは、フェイスシールド等の個人防護具の適切な使用を徹底すること。

3 施設内の環境整備

- ・1ケア1消毒の徹底についても、上記2同様、感染拡大防止のための重要ポイントであることから、手洗い用液体石けんやペーパータオル、手指消毒剤等についても、1ケア1消毒ができる体制を整備すること。
- ・換気については、2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度行うことが有効(居室の室温管理に留意)。暖房時もこまめに換気を行い、部屋の空気を入れ換えること。

- ・過去、複数の感染事例において、利用者の歯ブラシ同士が保管時に交差している等、物を介した感染リスクが指摘されたことから、特に注意すること。
- ・職員の休憩についても、上記2同様、職員が濃厚接触者にならない対策が必要であり、3密を回避して休憩をとるよう施設内で共有し、感染対策リーダー等は随時休憩時の感染対策の状況を確認すること。

4 施設内の感染対策

- ・日ごろから職員・利用者の健康状態やその他感染対策上改善すべき課題等が施設全体で共有できるよう、施設ごとに感染対策リーダーを設置するとともに、できるだけ職種ごとやフロアごとで感染対策担当者を設置すること。

5 その他

- ・発熱や脱水症状がみられる陽性の利用者に対し、別添「令和4年8月23日付け事務連絡 脱水症状の予防について(Q&A)」を参考に、感染対策をとった上で、スポーツドリンク、経口補水液、氷、ゼリー、粥、塩分などを経口摂取させること。
- ・施設内で新型コロナウイルスの集団感染が発生した場合、「社会福祉施設感染症対策チーム」のオンラインによるアドバイスを受けることが可能。
- ・陽性の利用者を施設内で療養する際等のかかりまし経費は県補助金の交付対象。「福井県社会福祉施設におけるサービス継続支援事業補助金(介護分)について」
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/keizoku.html>